

第52回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前11時

場 所

東京都多摩市永山六丁目21番1号
当社4階 会議室

第52回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告書	22
株主総会参考書類	28
株主総会会場ご案内図	

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

国際計測器株式会社

証券コード 7722

(証券コード 7722)
2021年6月10日

株 主 各 位

東京都多摩市永山六丁目21番1号

国際計測器株式会社

代表取締役社長 松 本 博 司

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するように、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前11時（受付開始予定時刻 午前10時）
2. 場 所 東京都多摩市永山六丁目21番1号
当社 4階 会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

【ご注意事項】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kokusaikk.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、可能な限り当日のご出席をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。
- ◎接触感染のリスクを低減させるため、本定時株主総会におきましては、お土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席される場合は、感染拡大状況やご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(<http://www.kokusaikk.co.jp/>)

第52期 事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当連結会計年度	115億5百万円	4億1千1百万円	5億6千7百万円	1億7千9百万円
前連結会計年度	128億9千4百万円	20億4千1百万円	20億4千4百万円	15億2千5百万円
伸 長 率	△10.8%	△79.8%	△72.2%	△88.2%

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大と、それに対する都市封鎖や移動自粛要請といった各国の対応策により経済活動が停滞し、米中貿易摩擦の長期化や、中東や朝鮮半島における地政学的リスクの高まりなど世界経済の不確実性の影響もあり、先行き不透明な状況が続いております。また、日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、個人消費、生産及び輸出が減少し、企業の設備投資も弱含んだ状況が続いております。

なお、当社グループが主力取引先としている中国及び東南アジアの自動車及びタイヤ業界の設備投資につきましては、当連結会計年度において、軟調に推移しておりますが、当社の主力顧客である中国企業の海外進出は続いております。また、国内自動車関連メーカーの設備投資につきましては、ハイブリッド車などの低燃費エンジンや電気自動車等の環境や省エネに配慮した自動車部品に対する製造・研究開発分野への投資が続いておりますが、設備投資については慎重に検討されております。

このような経営環境の中で当社グループは、生産ライン用の試験装置であるバランシングマシンとともに、引き続き研究開発用の電気サーボモータ式振動試験機の営業活動を、お客様やグループ間でオンライン会議を活用しながら、国内及びアジアを中心に積極的に展開しております。この結果、中国をはじめとするアジアのタイヤメーカー向けの生産ライン用タイヤ関連試験機や国内の自動車部品メーカー向けの電気サーボモータ式振動試験機等の受注を獲得いたしました。

売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い客先からの納期調整や海上輸送船舶及びコンテナ不足に伴う輸出待ち案件がありながら、アジアのタイヤメーカーを中心としたバランシングマシンの売上が増加したものの、国内向けの電気サーボモータ式振動試験機の売上が減少したため、前連結会計年度と比較して減少しております。

利益面につきましては、コンテナ不足に伴う輸出待ちの案件の売上が計上されなかったことによる減収の影響や原価率の高い製品が集中したこと及び過年度法人税等が発生したため、前連結会計年度と比較して減少しております。

受注高 100億5千1百万円 (前連結会計年度比 24.0%減)

セグメントの状況は以下のとおりであります。

〔国際計測器株式会社〕

中国向けタイヤ関連試験機の出荷・検収が増加したものの、国内向け電気サーボモータ式振動試験機の出荷・検収が減少したことにより、全体として出荷・検収は減少いたしました。

その結果、売上高は減少し、経常利益は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高 89億5千4百万円 (前連結会計年度比15.5%減)

経常利益 4億4千8百万円 (前連結会計年度比70.9%減)

〔東伸工業株式会社〕

原子力業界からのクリープ試験装置や腐食環境試験装置などの受注が減少したものの、材料試験機の出荷・検収が増加いたしました。

その結果、売上高は増加し、経常利益となりました。

売上高 3億5千万円 (前連結会計年度比16.3%増)

経常利益 5百万円 (前連結会計年度は4千3百万円の損失)

〔米国〕

日系の大手自動車関連メーカーや米国の自動車部品メーカーへのバランシングマシンの出荷・検収が減少いたしました。

その結果、売上高は減少し、経常利益は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高 10億5千万円 (前連結会計年度比3.5%減)

経常利益 6千3百万円 (前連結会計年度比12.9%減)

〔韓国〕

当社グループからの製造委託が増加し、電気サーボモータ式振動試験機の出荷・検収が増加したものの、韓国大手自動車関連メーカーへのシャフト歪自動矯正機の出荷・検収が減少いたしました。

その結果、売上高は減少し、経常利益は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高 16億1千3百万円 (前連結会計年度比4.9%減)

経常利益 1億6千万円 (前連結会計年度比50.9%減)

〔中国〕

中国国内のタイヤメーカーへのタイヤ関連試験機の出荷・検収が増加したものの、自動車部品メーカーへのシャフト歪自動矯正機の出荷・検収は減少いたしました。

その結果、売上高は減少し、経常損失となりました。

売上高 5億7千8百万円 （前連結会計年度比8.6%減）

経常損失 1千万円 （前連結会計年度は6千1百万円の利益）

当連結会計年度における部門別売上高及び受注高は、次のとおりであります。

区 分	受 注 高 (百万円)	売 上 高 (百万円)	売上高構成比 (%)
バ ラ ン シ ン グ マ シ ン	7,297	7,771	67.5
電 気 サ ー ボ モ ー タ 式 振 動 試 験 機	1,271	1,844	16.0
材 料 試 験 機	254	292	2.5
シ ャ フ ト 歪 自 動 矯 正 機	251	532	4.6
そ の 他	976	1,063	9.2
合 計	10,051	11,505	100.0

当連結会計年度は、受注高で前連結会計年度比24.0%減、期末の受注残高は97億8千1百万円と約10.2ヶ月分（115億円前提）の生産量となっております。

売上高については、タイヤ複合試験機（UBマシン）を中心とするタイヤ関連試験機の売上に占める割合が売上全体の53.6%となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2億8千5百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において完成した主要な設備

古河テクニカルセンター

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別		第49期 2018年 3 月期	第50期 2019年 3 月期	第51期 2020年 3 月期	第52期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売 上 高	百万円	11,481	10,546	12,894	11,505
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	867	342	1,525	179
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円	61.90	24.43	108.83	12.79
総 資 産	百万円	16,081	16,932	18,245	18,690
純 資 産	百万円	10,510	10,249	11,156	11,125

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第50期から適用しており、第49期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

5. 対処すべき課題

当社グループの主力ユーザーである自動車部品・タイヤメーカー及び電子・家電メーカーのアジア圏を中心とした地域への海外生産移管が、今後も継続することが予想され、さらに現地ユーザーからの受注も増加傾向にあります。

これにより海外メーカーや現地メーカーとの価格競争が激化し、当社グループの主力製品であるバランスングマシンを中心とした試験計測機も、その影響を受けております。

このような状況の下、当社グループは以下の課題につき対処していく所存であります。

(1) 生産体制

古河テクニカルセンターの本格稼働、受託試験の開始も近づいており、本格稼働後は本社第三工場の生産スペースの拡大により、研究開発用各種振動試験機等の生産能力の向上を見込んでおります。

また、各連結子会社の現地生産体制も整っており、今後もグループ全体としてコストダウンの相乗効果を上げるために、各社の生産管理部門及びエンジニアリング部門をさらに強化してまいります。

(2) 財務戦略

当社グループの海外売上高は、当連結会計年度において69.3%と高い比率になっております。このため、為替予約などの施策を行うことにより、為替相場の変動による業績への影響を極力抑えるよう努力いたします。

(3) 研究開発

当社グループは、これまでユーザーのニーズを的確に把握し、特に現場担当者の方々の声を反映させて新製品の開発を行ってまいりました。

既存事業の主力製品であるタイヤ関連試験機につきましては、生産ライン用タイヤバルancer及びユニフォーミティマシンの設計変更等によるコストダウン・精度向上を目指した研究開発を今後も継続して行ってまいります。

また、普通乗用車及びトラック・バス用「タイヤ摩耗試験機」を始めとした、タイヤの耐久性・グリップ力・転がり抵抗など、タイヤの基本性能・精度向上を目指した研究開発各種試験機の研究開発を推進してまいります。

近年、自動車の自動運転化への流れが急速に進む中で、EVモーターや車載用の各種コンピューターユニット等、自動運転を実現するための各製品に対して、今まで以上に高い信頼性（性能・耐久・安全）が求められる試験機需要が高まっております。

当社グループが今後の主力製品の柱として位置付けて研究開発を推進し、製品化に成功した「電気サーボモータ式振動試験機」及び「動電型3軸同時振動試験機」はユーザーから要求される性能試験に対応する製品シリーズとして高い評価をいただいております。

この試験機は、競合他社が製造している従来の油圧試験システムと比較して「環境・メンテナンス・省エネ等」の面で特に優れた性能を有しており、これまで多くの納入実績を積み重ねております。

今後さらに性能・精度・機能面の向上を目指して、新たな試験機需要に対応した研究開発活動を推進してまいります。

(4) 人材育成

今後予想される同業他社との競合による製品の価格低下圧力や生産増加・品質向上に対応するため、また、海外連結子会社における生産能力や品質の向上、現地ユーザーに対するメンテナンス等の対応能力をより一層高めるため、エンジニアの育成を重要な課題と位置付けております。

具体的な施策としては、従来より当社グループの現地スタッフに対する技術研修、各連結子会社への積極的な技術指導を行っておりますが、今後も継続してグループ全体として人材育成に取り組んでまいります。

6. 主要な事業内容

- ・自動車業界向け各種試験及び計測装置の製造販売
- ・タイヤ業界向け各種試験及び計測装置の製造販売
- ・モーター及び回転機器を対象とする試験及び計測装置の製造販売
- ・各種自動検査装置の製造販売

品 目

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ・動釣合試験機（バランシングマシン） | ・巻線試験機 |
| ・生産ライン用タイヤバランサー | ・生産ライン用モーター総合試験機 |
| ・タイヤユニフォーミティ／バランス複合試験機 | ・ギヤーテスター（片歯面・両歯面） |
| ・ロードホイールバランス／振れ測定機 | ・地震計測システム |
| ・タイヤバランスウエイトアプライヤー | ・電気サーボモータ式振動試験機 |
| ・シャフト歪自動矯正機 | ・動電型振動試験機 |
| | ・金属、新素材関係の材料試験装置 |

7. 主要拠点等（2021年3月31日現在）

(1) 主要な営業拠点及び製造拠点

当 社 名 称	拠 点	所 在 地
本社営業部・本社工場	営業・製造	東京都多摩市
名古屋営業所	営業	愛知県名古屋市
大阪営業所	営業	大阪府豊中市
九州営業所	営業	福岡県北九州市
台湾支店	営業	台湾

子 会 社 名 称	拠 点	所 在 地
東伸工業株式会社	営業・製造	東京都多摩市
KOKUSAI INC.	営業・製造	米国
KOREA KOKUSAI CO.,LTD.	営業・製造	韓国
高技国際計測器(上海)有限公司	営業・製造	中国
Thai Kokusai CO.,LTD.	営業	タイ

(2) 従業員の状況

	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
合計または平均	299名	15名減	46.2歳	14.4年

(注) 従業員数には、常勤嘱託を含みパート（1名）は含まれておりません。

8. 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
KOKUSAI INC.	1,020千米ドル	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
KOREA KOKUSAI CO.,LTD.	17億ウォン	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
KOKUSAI Europe GmbH.	25千ユーロ	100.0%	試験・計測機器の販売、サービス
高技国際計測器(上海)有限公司	8,277千元	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
Thai Kokusai CO.,LTD.	4百万バーツ	49.0%	試験・計測機器の販売、サービス
東伸工業株式会社	54,000千円	100.0%	材料試験機の製造、販売、サービス

9. 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	996百万円
株式会社山梨中央銀行	899百万円
株式会社三菱UFJ銀行	534百万円
日本生命保険相互会社	50百万円

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,498百万円
借入実行残高	500百万円
差引残高	998百万円

Ⅱ. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 21,200,000株
2. 発行済株式の総数 14,078,351株（自己株式121,649株を除く。）
3. 当事業年度末の株主数 7,328名（前事業年度末比5名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
松本繁興産株式会社	2,960,000	21.03
松本 繁	2,672,000	18.98
株式会社みずほ銀行	460,000	3.27
光通信株式会社	450,100	3.20
株式会社K E C	330,000	2.34
国際計測器従業員持株会	289,500	2.06
株式会社日本カストディ銀行	271,100	1.93
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	166,000	1.18
宮下 博至	160,000	1.14
西尾 美敏	148,000	1.05

（注）当社は自己株式（121,649株）を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は2020年6月29日開催の第51回定時株主総会決議に基づき、2020年7月31日に譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役	20,000株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役に関する事項（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	松 本 繁	松本繁興産株式会社代表取締役 KOKUSAI INC. 代表取締役 KOREA KOKUSAI CO., LTD. 代表取締役 高技国際計測器(上海)有限公司董事長 Thai Kokusai CO., LTD. 代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	松 本 博 司	東伸工業株式会社代表取締役
取 締 役	田 代 和 義	技術本部長 東伸工業株式会社取締役副社長
取 締 役	松 本 進 一	管理本部長
取 締 役	村 内 一 宏	技術本部副本部長
取 締 役	鈴 木 三 郎	KOREA KOKUSAI CO., LTD. 取締役副社長
取 締 役	小 椋 一 雄	高技国際計測器(上海)有限公司總經理
取 締 役	石 倉 純 一	営業本部長
取 締 役	本 田 功	株式会社三真取締役会長
常 勤 監 査 役	渡 會 賢 二	東伸工業株式会社監査役
監 査 役	細 田 法 男	税理士
監 査 役	斎 藤 一 彦	弁護士

- (注) 1. 取締役本田氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役細田氏及び斎藤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役細田氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しております。
4. 監査役細田氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は社外取締役本田氏、社外監査役細田氏及び社外監査役斎藤氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、責任の限度とする旨の契約を締結しております。
6. 社外取締役本田氏の兼職先である株式会社三真は、当社との間で仕入れに係る取引があります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬等の内容に係る事項を取締役会において決議しております。取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）は固定報酬（任期中に限る。毎月同額）及び賞与とし、それぞれの金額は、いずれも株主総会決議で定められた金額の範囲内において、取締役会が、事業への貢献度、役位、職責、在任年数を総合的に勘案して、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株

式の直接保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、役職及び職責に応じて、今後1年分につき定時総会後初めて開催する取締役会において決定しております。なお、固定報酬については、金額変更の必要がある場合は、取締役会において決議しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額報酬のみとしております。

役員退職慰労金については、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に株主総会決議を得たうえで、退任時に一括して支払う金額を役員退職慰労金規程に従って、取締役会にて支給金額を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において社外取締役も含めて精査し、決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月19日開催の第46回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役分が年額3,000万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で2020年6月29日開催の第51回定時株主総会において、株式報酬の額を年額4,000万円以内、株式数の上限を年20,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月19日開催の第46回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、株主総会にて定められた上限に基づき、取締役会にて取締役の個人別の報酬を決議しております。なお、各取締役の報酬金額については、社外取締役の同意を得て決議しております。

④取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	394,900 (2,160)	383,433 (2,160)	—	3,467 (—)	8,000 (—)	9 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	13,860 (4,320)	13,380 (4,320)	—	— (—)	480 (—)	3 (2)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額24,540千円を支払っております。
4. 非金銭報酬等の概要につきましては、「Ⅱ．株式に関する事項」に記載した内容と同様であります。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	本田 功	当事業年度開催の取締役会において全15回中15回出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。また、上記のほか取締役の報酬決議に際して、その内容を精査し、客観的な立場から会社の業績等の評価を反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
監査役	細田法男	当事業年度開催の取締役会において全15回中14回出席し、また、当事業年度開催の監査役会において全14回中13回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	斎藤一彦	当事業年度開催の取締役会において全15回中14回出席し、また、当事業年度開催の監査役会において全14回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額）	43,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の概要

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

2. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための企業行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
 - ② 各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
 - ③ 法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規程（「社員倫理規程」）に従いその運用を行うものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役または監査役からの閲覧の要請が可能となる場所に保管する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を新たに制定し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則月 1 回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、当社は、職務権限規程を定め、取締役決裁、社長決裁等の権限を明確化し、社長決裁事項のうち、重要な事項については、経営会議（取締役及び役職者で構成）にて審議の上、執行決定を行う。
 - ② 代表取締役は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。代表取締役は、その遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

- (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制
 - ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④ 当社の子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他各会社の個性及び特性を踏まえつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
また、当社に準じた損失の危機の管理に関する体制を整える。
 - (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、管理担当取締役の下、各部門が各々担当する子会社の管理を行い、業務執行に関する事項の報告を行う。子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。当社より派遣された監査役及び内部監査部門は子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、監査役スタッフを置くものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
前号の監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査役会の同意を得なければならない。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。
- (9) 子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
子会社の役職員は、職務の執行状況等について、当社監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に前8号9号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、企業活動に対する見識豊富な社外監査役の就任を確保し、社外監査役の代表取締役に対する独立性を保持し、的確な監査が行える体制を整える。
代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図るものとする。
監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
当社は、監査役の要請に応じて、監査役が、会社の顧問弁護士とは別の弁護士、その他外部の専門家に相談することができる体制を確保する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引の防止に努め、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行う。また、弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制とする。
上記の基本方針を「社員倫理規程」に記載し、業務運営の中で周知徹底する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを、業務監査、監査役監査、コンプライアンス研修を通じて確認しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。）

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,407,598	流 動 負 債	6,243,657
現 金 及 び 預 金	5,914,142	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,405,971
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,678,681	短 期 借 入 金	1,320,000
商 品 及 び 製 品	638,545	1年内返済予定の長期借入金	370,996
仕 掛 品	3,146,112	未 払 法 人 税 等	140,987
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	546,048	賞 与 引 当 金	88,783
未 収 還 付 法 人 税 等	33,017	製 品 保 証 引 当 金	110,686
そ の 他	454,123	前 受 金	1,463,329
貸 倒 引 当 金	△3,073	そ の 他	342,902
固 定 資 産	5,283,261	固 定 負 債	1,321,817
有形固定資産	3,101,406	長 期 借 入 金	789,074
建 物 及 び 構 築 物	3,087,669	繰 延 税 金 負 債	144,805
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	221,062	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158,616
土 地	1,304,251	退 職 給 付 に 係 る 負 債	211,646
リ ー ス 資 産	3,036	資 産 除 去 債 務	17,676
そ の 他	297,007	負 債 合 計	7,565,474
減 価 償 却 累 計 額	△1,811,620	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	68,405	株 主 資 本	10,699,952
そ の 他	68,405	資 本 金	1,023,100
投資その他の資産	2,113,450	資 本 剰 余 金	936,400
投 資 有 価 証 券	467,122	利 益 剰 余 金	8,839,976
長 期 貸 付 金	8,227	自 己 株 式	△99,523
繰 延 税 金 資 産	18,033	その他の包括利益累計額	275,792
保 険 積 立 金	1,292,497	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	284,905
そ の 他	478,712	為 替 換 算 調 整 勘 定	△9,113
貸 倒 引 当 金	△151,144	非 支 配 株 主 持 分	149,640
資 産 合 計	18,690,860	純 資 産 合 計	11,125,385
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,690,860

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

連 結 損 益 計 算 書

（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	11,505,168
売 上 原 価	7,889,075
売 上 総 利 益	3,616,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,204,379
営 業 利 益	411,713
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,587
為 替 差 益	48,738
補 助 金 収 入	61,298
関 係 会 社 株 式 売 却 益	16,644
そ の 他	18,567
	187,837
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,488
売 上 債 権 売 却 損	1,651
支 払 手 数 料	18,236
保 険 解 約 損	1,314
そ の 他	1,215
	31,907
経 常 利 益	567,643
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	567,643
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	198,626
過 年 度 法 人 税 等	164,907
法 人 税 等 調 整 額	13,072
	376,606
当 期 純 利 益	191,037
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	11,228
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	179,808

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,931,298	流 動 負 債	5,203,371
現 金 及 び 預 金	2,817,922	支 払 手 形	22,021
受 取 手 形	440,827	買 掛 金	2,231,512
売 掛 金	1,730,765	短 期 借 入 金	1,120,000
商 品 及 び 製 品	638,421	1年内返済予定の長期借入金	370,996
仕 掛 品	2,437,315	未 払 金	180,317
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	469,812	未 払 費 用	73,496
未 収 消 費 税 等	362,319	未 払 法 人 税 等	121,642
そ の 他	34,122	前 受 金	873,051
貸 倒 引 当 金	△210	預 り 金	29,723
固 定 資 産	5,162,174	賞 与 引 当 金	80,208
有形固定資産	2,628,036	製 品 保 証 引 当 金	98,551
建 物	1,338,970	そ の 他	1,851
構 築 物	29,710	固 定 負 債	1,156,732
機 械 及 び 装 置	5,625	長 期 借 入 金	789,074
車 両 運 搬 具	2,867	退 職 給 付 引 当 金	191,366
工 具、器 具 及 び 備 品	38,587	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158,616
土 地	1,212,275	資 産 除 去 債 務	17,676
無形固定資産	56,060	負 債 合 計	6,360,104
借 地 権	34,725	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	18,988	株 主 資 本	7,448,462
そ の 他	2,346	資 本 金	1,023,100
投資その他の資産	2,478,076	資 本 剰 余 金	936,400
投 資 有 価 証 券	467,122	資 本 準 備 金	936,400
関 係 会 社 株 式	431,332	利 益 剰 余 金	5,588,486
従業員に対する長期貸付金	3,757	利 益 準 備 金	32,850
繰 延 税 金 資 産	29,095	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,555,636
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	600,000	繰 越 利 益 剰 余 金	5,555,636
投 資 不 動 産	205,192	自 己 株 式	△99,523
保 険 積 立 金	1,229,542	評価・換算差額等	284,905
そ の 他	262,865	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	284,905
貸 倒 引 当 金	△750,830	純 資 産 合 計	7,733,368
資 産 合 計	14,093,472	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,093,472

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

損 益 計 算 書

（自 2020年4月1日）
（至 2021年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,932,769
売 上 原 価	6,181,992
売 上 総 利 益	2,750,776
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,529,487
営 業 利 益	221,288
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	157,320
受 取 家 賃	14,200
受 取 事 務 手 数 料	1,504
為 替 差 益	67,611
関 係 会 社 株 式 売 却 益	16,644
そ の 他	11,172
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,347
売 上 債 権 売 却 損	1,651
支 払 手 数 料	18,236
減 価 償 却 費	10,560
保 険 解 約 損	1,314
そ の 他	636
経 常 利 益	448,995
税 引 前 当 期 純 利 益	448,995
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	149,902
過 年 度 法 人 税 等	164,907
法 人 税 等 調 整 額	△1,926
当 期 純 利 益	136,111

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

国際計測器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 茂木浩之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田義浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、国際計測器株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際計測器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

国際計測器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 茂木浩之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石田義浩 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際計測器株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

国際計測器株式会社	監査役会
常勤監査役 渡 會 賢 二	⑩
社外監査役 細 田 法 男	⑩
社外監査役 斎 藤 一 彦	⑩

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

国際計測器株式会社 監査役会

常勤監査役 渡 會 賢 二 ㊞

社外監査役 細 田 法 男 ㊞

社外監査役 斎 藤 一 彦 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の利益状況並びに企業環境等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金を含め、年間の配当金は1株当たり25円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
総額140,783,510円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結のときをもって取締役9名が任期満了となりますので、取締役9名の再任及び1名の新任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	ま っ も と し げ る 松 本 繁 (1942年4月22日生)	1969年6月 当社を設立し、取締役就任 1979年7月 当社代表取締役社長 1985年5月 松本繁興産株式会社代表取締役 (現任) 1987年11月 KOKUSAI INC. 代表取締役(現任) 1998年3月 上海松雲国際計測器有限公司董事長 1998年4月 当社海外事業本部長 1998年12月 孝感松林国際計測器有限公司 董事 1999年6月 KOREA KOKUSAI CO., LTD. 代表取締役(現任) 2002年10月 高技国際計測器(上海)有限公司 董事長(現任) 2006年2月 Thai Kokusai CO., LTD. 代表取締役(現任) 2009年12月 松林国際試験機(武漢)有限公司 董事長 2017年6月 当社代表取締役会長(現任)	2,672,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業より取締役を務め、1979年より代表取締役社長として、技術開発型企業の基盤を構築するなど、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者となりました。			
2	ま っ も と ひ ろ し 松 本 博 司 (1954年12月24日生)	1979年11月 当社入社 1989年6月 当社総務部長 1998年6月 当社取締役、総務部長 2003年6月 当社取締役退任 2004年6月 当社取締役、総務部長 2010年3月 東伸工業株式会社代表取締役(現任) 2017年6月 当社代表取締役社長(現任)	140,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、総務経理部門・子会社の責任者を務めるなど、経営及び財務経理に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	た し ろ か ず よ し 田 代 和 義 (1954年 9 月 9 日生)	1973年 4 月 ジェコー株式会社入社 1977年 2 月 当社入社 1994年 4 月 当社第一製造技術部長 2004年 4 月 高技国際計測器(上海)有限公司 技術本部長 2005年 6 月 当社取締役、第一製造技術部長 2007年 4 月 当社取締役、技術開発部長 2017年 5 月 当社取締役、技術本部長 2019年 7 月 当社取締役、技術本部長 兼東伸工業株式会社取締役副社長(現任)	70,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術開発部門・製造部門の責任者を務めるなど、開発及び製造に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者となりました。	
4	ま つ も と し ん い ち 松 本 進 一 (1959年 1 月 23 日生)	1981年 4 月 株式会社寿屋入社 1997年10月 当社入社、九州営業所長 1999年 6 月 当社生産管理部次長 2009年 6 月 当社生産管理部長 2009年 6 月 当社取締役、生産管理部長 2017年 6 月 当社取締役、管理本部長(現任)	30,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、生産管理部門・総務経理部門の責任者を務めるなど、生産管理及び総務経理に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	むらうち かずひろ 村 内 一 宏 (1959年11月24日生)	1982年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社技術開発部次長 2006年 4 月 当社第三製造技術部長 2009年 6 月 当社取締役、第三製造技術部長 2009年 7 月 当社取締役、第二技術部長 2017年 5 月 当社取締役、 技術本部副本部長(現任)	24,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術開発部門・製造部門の責任者を務めるなど、開発及び製造に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。	
6	すずき さぶろう 鈴 木 三 郎 (本名 李 福 煥) (1953年 5 月27日生)	1977年 4 月 当社入社 1989年 4 月 当社大阪営業所長 1995年 4 月 国際計測器株式会社(韓国) 取締役、副社長 2000年 4 月 KOREA KOKUSAI CO., LTD. 取締役、副社長(現任) 2011年 6 月 当社取締役(現任)	42,300株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門・子会社の責任者を務めるなど、経営及び営業に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。	
7	おぐら かずお 小 椋 一 雄 (1954年 9 月13日生)	1975年 4 月 当社入社 1993年 4 月 当社海外部次長 2002年 4 月 当社第三製造技術部長 2006年 4 月 高技国際計測器(上海)有限公司 総経理 2010年 4 月 高技国際計測器(上海)有限公司 副総経理 2011年 6 月 当社取締役(現任) 2018年 4 月 高技国際計測器(上海)有限公司 総経理(現任)	70,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門・製造技術部門・子会社の責任者を務めるなど、経営・営業・製造技術に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	い し く ら じ ゅ ん い ち 石 倉 純 一 (1953年11月15日生)	1978年4月 当社入社 1997年6月 当社地震振動計測事業部長 1999年4月 当社生産管理部長 2000年6月 当社取締役、生産管理部長 2009年4月 当社取締役、名古屋営業所長 2010年5月 当社取締役、第二営業部長 2011年6月 当社名古屋営業所長 2016年6月 当社取締役、名古屋営業所長 2017年7月 当社取締役、営業本部長兼名古屋営業所長 2019年10月 当社取締役、営業本部長(現任)	40,000株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、生産管理部門・営業部門の責任者を務めるなど、生産管理及び営業に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。	
9	ご と う ま さ ゆ き 後 藤 正 之 (1955年11月14日生)	1986年3月 株式会社第一通商入社 1990年4月 当社入社 1998年4月 当社大阪営業所長(現任)	17,677株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門の責任者を務めるなど、経営及び営業に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。 上記「所有する当社株式の数」には、当社従業員持株会名義の株式数を含めて記載しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
10	ほん だ い さ お 本 田 功 (1941年 6 月 1 日生)	1961年 4 月 東京芝浦電気株式会社入社 (現株式会社東芝) 1963年10月 日産電業有限会社入社 1974年12月 株式会社三真を設立し、 代表取締役就任 2014年11月 株式会社三真取締役会長(現任) 2015年 6 月 当社社外取締役(現任)	28,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、株式会社三真の取締役会長としての豊富な経験・実績を有し、事業経営に高い見識を有しており、業務執行から独立した客観的な立場から、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断しており、今後も経営者としての知見を活かし経営陣の監督をするため、社外取締役の責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会の終結の時をもって6年です。 【候補者と当社との間の特別の利害関係】 同氏は、株式会社三真の取締役会長であり、同社と当社との間には仕入れに係る取引があります。 【責任限定契約の内容の概要】 当社は、本田功氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。		

第 3 号 議 案 補 欠 監 査 役 1 名 選 任 の 件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、渡會賢二氏の補欠の監査役として、あらかじめ補欠の監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

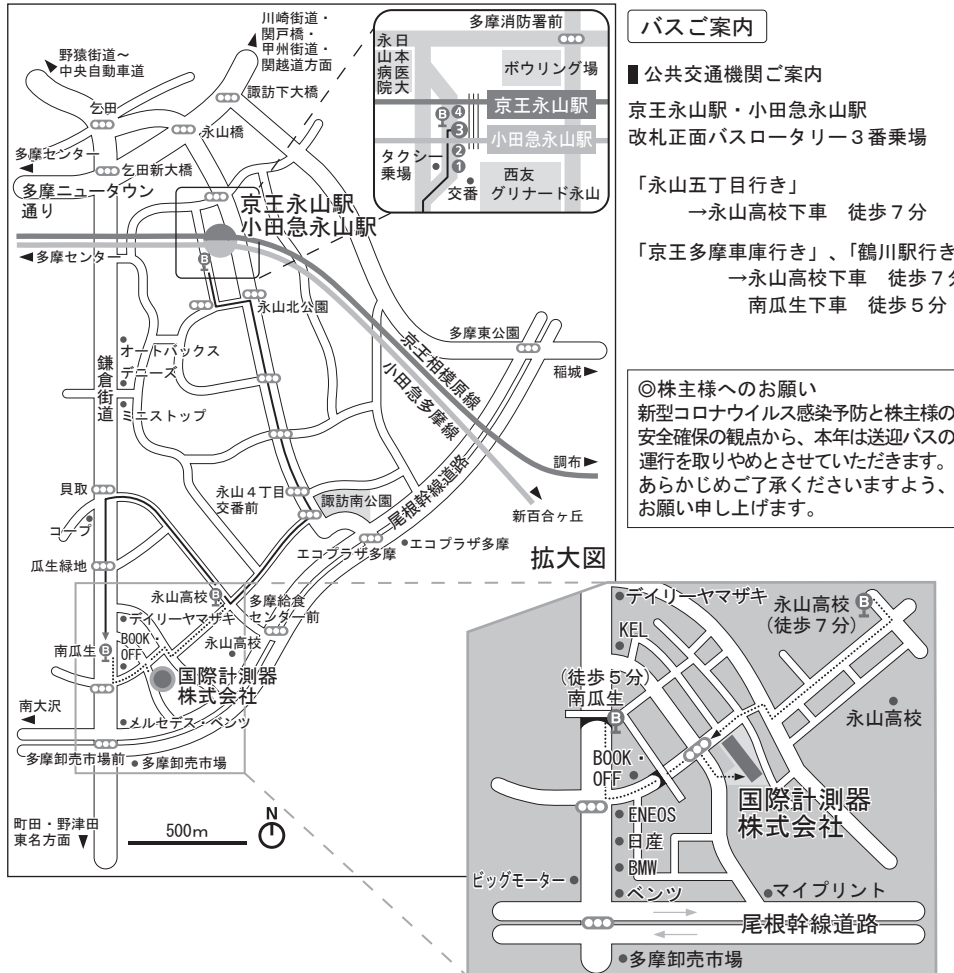
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
み や し た ひ ろ し 宮 下 博 至 (1944年10月31日生)	1965年 4 月 株式会社国際機械振動研究所入社 1971年 6 月 当社入社、技術開発部長 1979年 6 月 日本ビブロン株式会社代表取締役 1987年 8 月 当社取締役、技術開発部長 1998年 6 月 当社常務取締役、技術本部長 2017年 7 月 当社技術本部 顧問(現任)	160,000株
【補欠監査役候補者とした理由】 同氏は、当社の技術部門を担当し、常務取締役を務め、当社の経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠監査役候補者いたしました。 【候補者と当社との間の特別の利害関係】 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。		

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都多摩市永山六丁目21番1号 当社 4階 会議室
電話 042-371-4211



- ・ 総会当日は、弊社正面玄関前に駐車場（20台程度収容可能）をご用意しておりますが、収容台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関の利用をお願い申し上げます。
- ・ タクシーにご乗車の場合は駅から10分程度で到着します。